

## 1 町税等の納期変更及びコンビニ納税について

### 【町税等の納期変更】

町税の納期については、滞納件数の増加や徴収率の推移及び徴収事務の効率化等を検討してきました。また、併せて行財政改革の一環として平成20年4月から関係団体等などとも納期変更の協議に取り組んできたところです。

平成21年12月定例議会において、税条例の一部を改正する条例の制定について提案を行い、平成22年度から固定資産税と町県民税は8期から4期に、軽自動車税は5月から4月に納期変更することとなりました。

平成22年度からの納期変更によって事務改善を行い、納税相談等徴収事務の一層の充実に取組んでまいります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### (1) 趣旨

現在の北栄町の納期は、合併協議の過程で旧北条町が10回、旧大栄町が4回と両町の納期が大きく異なっており、合併に伴う急激な納期数の変化による旧北条町の納税者の方の不安解消と、旧大栄町の納税者の方へ納付機会を増やすことで払いやすさを求め、8期に調整されたものです。

しかし、昨年9月に開催された行政改革審議会の中で、「行政改革プラン」における徴税・滞納体制の強化として、「現在の8期を法定納付4期に変更し、収納管理事務の効率化とともに、滞納整理事務を強化する」との審議をいただいたところです。

また、期限後納付が年々増加し、督促状や電話催告等の滞納整理の初期対応に伴う事務量も大幅に増加しており、毎月1,000件を超える督促状の作成や、発送作業そのものにかかる職員の事務量の増加、その後の電話催告や納税交渉、収納管理といった滞納整理の初期対応に職員が多く時間を使っている実態にあります。

町ではこの度の納期変更により、振替手数料や郵送代、電話代など事務的な経費節減のほか、税務課ではより手厚い納税相談を行なうなど収納対策の業務を充実することが可能になるものと考えております。

税収が伸び悩み、地方交付税への依存度も高まっている中で、自主財源確保のため効率的な徴収体制の確立は、喫緊にも解決を求められている課題であります。納期変更により徴収体制を充実していくことは、時代の要請にもかなうものとも考えます。

#### (2) 平成22年以降の納期

納期変更税目：3税目

- ・固定資産税：8期（6月～1月） → 4期（5月、7月、12月、2月）
- ・町県民税（普通徴収）：8期（6月～1月） → 4期（6月、8月、10月、1月）
- ・軽自動車税：全期（5月） → 全期（4月）

現行とおりの税目：3税目（納期の変更は無）

- ・国民健康保険税：8期（7月～2月）
- ・介護保険料（普通徴収）：8期（7月～2月）
- ・長寿医療保険料（普通徴収）：8期（7月～2月）

### 【町税等のコンビニ納税】

#### (1) 趣旨

現在、住民の皆さんのが税金や行政手数料などの公金を支払うためには、口座振替にされている方を除いて、役場が発行した納付書を金融機関や役場の窓口に持参して支払わなければならず、納付者は時間や場所といった納付の制約があります。

また、金融機関から役場側へ収納情報をリアルタイムに通知する仕組みが無いため、役場で納付状況が即時に把握できないなどの不便な状況下にあります。

共働きなど生活の多様化が進む中、休日、夜間でも身近なコンビニで町税等を支払えるコンビニ納税サービスを平成22年4月から導入し、納税者の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化を図るもので

## (2) コンビニ納税取扱税目

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の4税目

## 2 納税組合運営費補助金の廃止について

### (1) 廃止理由

納税組合運営費補助金につきましては、平成18年4月1日施行の北栄町納税組合運営費補助金交付要綱に基づき交付していましたが、平成22年度から補助金を廃止といたしました。

理由としましては、

①納税組合の口座振替の普及率が8割近くになり、納税組合運営費補助金に対する組合員と組合員でない方との不公平感が生じている。

②誤っての封書開封や滞納者、滞納額の漏洩など個人情報保護の面でのトラブル事例が生じている。

③納税貯蓄組合法に基づく事務補助金のあり方について、適正な運営補助金の使途や収支報告書など会計の明瞭化が求められている。などあります。

### (2) 平成22年度納税組合運営費補助金の取扱いについて

本補助金は、軽自動車税・町県民税・固定資産税・国民健康保険税の4税目を前年11月～本年10月までの1年間の実績に応じて、毎年12月に補助金交付しています。

従って、平成22年度は平成21年11月～平成22年3月までに各納税組合にお世話をいただいた実績に応じた額を補助金として、平成22年5月中旬に補助金交付する予定とします。

### 平成22年度補助金交付基準積算基礎

#### ①納税取扱い期数：4税目

・町県民税 : 3期／8期

・固定資産税 : 3期／8期

・国民健康保険税 : 4期／8期

・軽自動車税 : 一／1期（基準期間中は、取扱い無）

合 計 : 10期／25期

#### ②交付基準額：1世帯当たり 3,000円

#### ③納付率による補助金交付額

・各納期限内完納した組合にあっては、基準額の100%

$3,000\text{円} \times 10\text{期} / 25\text{期} = 1,200\text{円}$

・各納期限内に納付すべき額の100分の80以上を納付した組合にあっては、基準額の90%

$3,000\text{円} \times 10\text{期} / 25\text{期} \times 90\% = 1,080\text{円}$

・各納期限内に納付すべき額の100分の80を下回る組合

$3,000\text{円} \times 10\text{期} / 25\text{期} \times 2/3 = 800\text{円}$

## 3 確定申告相談の開催について

2月16日(火)～3月15日(月)までの間、役場大栄庁舎2階会議室において確定申告相談を開催します。また、申告相談期間前半の2月16日(火)～2月26日(金)の間は、北条健康福祉センターにおいても申告相談を受付します。なお、身体の障がい等により2階に上がれない方については、申告期間中、随時税務課窓口で相談を受付します。